

資源循環の取組を支援する 補助金事業を実施します

受付予定期間 令和7年4月18日～6月30日

新潟県では、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減を推進し、循環型社会の構築を図るために、県内の事業者が行う発生抑制・リサイクルのための施設整備や資源の循環利用等のための体制整備の取組を支援します。

こんな事業が対象です

- New** 〇自社が排出する産業廃棄物の発生抑制やリサイクルのための施設を導入したい
- New** 〇再生プラスチックやリサイクル材を使用した製品を開発・製造したい
- New** 〇廃棄時に分解・分別しやすい環境に配慮した製品を開発・製造したい
- 〇地域の事業者が連携して、新たな廃棄物の回収システムを構築・転換したい



補助率・補助金額

New

発生抑制・リサイクル施設整備事業

補助率 1/3 以内
補助金額 100万円～1,500万円

(廃プラスチック類のリサイクル等に係るものは、補助率 1/2 以内、100万円～1,500万円)

資源循環体制整備支援事業

補助率 1/2 以内
補助金額 50万円以上200万円以下

まずは、お問合せ先へご相談ください

対象者

新潟県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人の方で、
補助対象事業を実施する事業者
(事業を予定している方も含みます。)



新潟県

提出先・お問い合わせ先
新潟県環境局資源循環推進課

TEL:025-280-5160 Mail:ngt030330@pref.niigata.lg.jp

最新の情報はは県HP
をご確認ください→



支援事業の概要

New

発生抑制・リサイクル 施設整備事業

資源循環体制整備支援事業

事業概要	産業廃棄物の発生抑制・リサイクルのための施設（発生抑制については専用のものに限る。）を新設又は改善する事業	次に掲げるいずれかの事業 (1) 廃棄物を原料とする新たな再生品の開発、販路開拓 (2) 再生材や再生資源を活用した新たな製品の開発・製造、販路開拓 (3) 天然資源の使用量を減らした新たな製品の開発・製造 (4) 環境配慮型設計による新たな製品の設計・製造 (5) 新たな廃棄物回収システムや製品・サービスの販売・提供方法の構築・転換（資源の循環利用や廃棄物の発生抑制に資するものに限る。）
対象経費	直接工事費、間接工事費、測量・設計費、設備費、その他の経費	原材料費、製品開発・製造費、構築物費、機械装置・工具器具費、外注委託費、販路開拓費、その他の経費
対象者	(1)県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人の方（事業予定者も含む） (2)廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでの各規定に該当しない事業者 (3)県税を滞納するなど法令に抵触し助成が適当でないと認められる事業者ではない事業者 (4)事業を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有する事業者	
対象要件	【発生抑制・リサイクル施設整備事業】 (1)新潟県内で排出された産業廃棄物が、取扱廃棄物（災害廃棄物を除く。）量の3/4以上（重量）であること。 (2)産業廃棄物のリサイクル等の効果が高く、県内地域への波及効果が見込めるものであること。 (3)事業に伴い発生する環境負荷について、低減対策が十分とられていること。 (4)焼却施設等廃棄物の減量・減容にとどまるものではないこと。 【資源循環体制整備支援事業】 (1)事業に伴い発生する環境負荷について、低減対策が十分とられていること。 (2)資源の循環利用や廃棄物の発生抑制の効果が高く、県内地域への波及効果が見込めるものであること。 (3)補助事業の完了後3年以内に事業化することを目指す事業であること。	
事業期間	交付決定の日から令和8年3月31日までです。	

事業スケジュール

事業計画書の受付

令和7年6月30日まで

プレゼンテーション審査

令和7年7月下旬

補助事業者の決定

令和7年8月下旬

※プレゼンテーション審査は書類審査を通過した方が対象です。学識者等で構成する委員会で行います。
※受付期間終了後、予算残額がある場合は、追加募集を行う場合があります。

Q&A

Q 行いたい事業が補助対象に該当するのかわからない

A 排出する廃棄物の種類や新たに取り組む事業の内容により判断することとなりますので、**まずはご相談ください。**

Q 自社の事業活動で発生する産業廃棄物も対象となるか？

A 自社で排出する産業廃棄物でも対象になります。詳細は、県HPをご確認ください。

Q 令和7年度末までに事業が完了しない場合は？

A 2か年度の事業でも対象になります。その場合は、年度ごとの事業計画を作成し、審査を受けてください。